

令和6年度 宇部市自殺対策業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、自殺対策業務受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務委託概要

- (1) 業務名 宇部市自殺対策業務委託
- (2) 業務内容 別紙「宇部市自殺対策業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 5,988,000円
(内訳)
 - ・令和6年度実施分 1,996,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
 - ・令和7年度実施分 1,996,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
 - ・令和8年度実施分 1,996,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

3 応募資格要件

この手続きに参加できる者(以下「応募者」という。)は、業務を的確に遂行する能力を有し、以下の全てを満たしていることを要件とする。

- (1) 山口県内に拠点をもつ法人その他の団体であること。(法人格の有無は問わない)
- (2) 保健医療福祉専門職(医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師等)の資格を有する者を配置していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれらに類する団体でないこと。
- (8) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

4 応募者の募集及び選定スケジュール(予定)

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和6年1月25日(木)	宇部市ウェブサイトに掲載
質問受付期限	令和6年2月1日(木)	電子メールで受付
質問と回答の公表	令和6年2月6日(火)	宇部市ウェブサイト上で回答
参加申込書の提出期限	令和6年2月8日(木)	必着(電子メール、持参又は書留郵便)
参加資格決定通知	令和6年2月22日(木)	電子メールで通知
応募書類の提出期限	令和6年3月7日(木)	必着(電子メール、持参又は書留郵便)
審査	令和6年3月中旬	応募者に別途通知
選定結果の通知発送	令和6年3月下旬	応募者に別途通知
選定結果の公表	令和6年3月下旬	宇部市ウェブサイトに掲載
契約の締結	令和6年4月上旬	※予算の成立が前提となる。

5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出方法 電子メール、持参又は書留郵便

※開封確認を付した電子メールで送信すること。電子メール、郵便の場合は、確認のため、送付後に「14 問い合わせ先」に電話連絡すること。

(2) 受付期限 令和6年2月8日(木)

(3) 提出場所 「14 問い合わせ先」に同じ

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く)

(4) 提出書類

ア 参加申込書【様式1】

イ 法人(団体)概要書【様式2】

ウ 業務実績書【様式3】

エ 納税証明書(法人税、国税、県税、市税の滞納がないことを証明する書類)

(5) 結果通知 令和6年2月22日(木)

※参加資格審査結果は、全ての応募者に電子メールで通知

6 公募に対する質問及び回答

(1) 提出方法 質問書を電子メールで「14 問い合わせ先」に提出

電子メールの件名を「自殺対策業務に関する質問」とし、開封確認を付した電子メールで送信すること。

- (2) 受付期限 令和6年2月1日(木)午後5時必着
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和6年2月6日(火)を目途に、提出された質問及びその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載。なお、質問した事業者名は、原則、公表しない。また、簡易な内容の質問については、電話等で回答する場合がある。

7 応募書類の提出

- (1) 提出方法 電子メール、持参又は書留郵便
※開封確認を付した電子メールで送信すること。電子メール、郵送の場合は、確認のため、送付後に「14 問い合わせ先」に電話連絡すること。
- (2) 受付期限 令和6年3月7日(木)必着
- (3) 提出場所 「14 問い合わせ先」に同じ
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く)
- (4) 提出部数 正本1部
副本4部(正本のモノクロコピー)
- (5) 提出書類
 - ア 事業提案書【様式4】
 - イ 業務体制表【様式5】
 - ウ 工程表【様式6】
 - エ 収支予算書【様式7】
※委託料上限額の範囲内で、収支予算書を作成すること。
※可能な限り、詳細な内訳を記載すること。

8 参加辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合にその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出方法 電子メール、持参又は書留郵便
※開封確認を付した電子メールで送信すること。電子メール、郵送の場合は、確認のため、送付後に「14 問い合わせ先」に電話連絡すること。
- (2) 提出期限 令和6年3月8日(金)必着
- (3) 提出場所 「14 問い合わせ先」に同じ
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く)

(4) 提出書類 参加辞退届【様式8】

9 応募にあたっての留意事項

- (1) 業務内容に関して、上記2(2)「宇部市自殺対策業務委託仕様書」のほか、別紙「第二次宇部市自殺対策計画(素案)」を参照すること。
- (2) 上記7(5)ア 事業提案書、エ 収支予算書の内容については、本業務の受託候補者を決定するためのものであり、具体的な事業内容については、受託候補者の提案をもとに、市との協議を行った後、決定する。
- (3) 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とする。
- (4) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合は失格とする。
- (5) 選定結果について、受託候補者とならなかった者は通知を受けた翌日から起算して7日以内に、その理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。
- (6) 応募者が業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合、又は事業提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手方として不相当と認められる場合は審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合がある。
- (7) 提出書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属するものとする。
- (8) 提出書類は、返却しない。
- (9) 提出書類について、市は業務目的以外には使用しないが、提出された書類の全部又は一部を公開する場合がある。
- (10) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする応募者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。応募者においては、配達記録郵便の利用又は電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

10 審査

宇部市自殺対策業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)によるプレゼンテーション審査を実施する。

審査の日時及び場所等詳細については、別途、電子メールにて連絡する。

- (1) 審査日 令和6年3月中旬(予定)
- (2) 審査場所 宇部市保健センター(予定)
- (3) 開催方法 選定委員会において、提出された企画提案書等を基に、書類審査及びプレゼンテーションによる審査
※応募者が1者であっても審査を実施する。
- (4) 結果通知 令和6年3月下旬(予定)
※審査結果は、全ての応募者に郵送で通知

(5) 審査基準 「12 審査基準」を参照

11 受託者の決定・契約締結

市と受託候補者で、事業内容の詳細協議を行い、協議成立後、正式な受託者として決定し、契約を締結するものとする。

なお、契約の締結にあたっては、宇部市財務規則第 98 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 99 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 審査基準

審査における評価項目、評価事項及び評価点は以下のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価点 (1人)
基本コンセプト	業務の目的及び内容を正しく理解しているか	10点
事業提案	自殺対策に関するネットワークの強化のための取組	10点
	自殺対策に関する人材育成の取組	10点
	自殺対策に関する普及啓発の取組	10点
	メンタルヘルスに関する相談体制	10点
	その他の自殺対策に関する取組	10点
事業遂行能力	確実に事業が遂行できる業務実施体制か	10点
	確実に事業が遂行できる工程か	10点
	同種・類似の業務実績を有しているか	10点
事業経費	事業内容に見合った経費の見積りとなっているか	10点
合 計		100点

評価の視点

【基本コンセプト】

- ・国や県の方針及び宇部市の課題や方針等を反映しているか。

【業務提案】

- ・宇部市の現状、特性と課題を踏まえた提案となっているか
- ・事業の独創性、具体性、実施手法の適格性があるか。

【業務遂行能力】

- ・実施手順、工程の妥当性、実現性があるか。
- ・本事業に必要な知見、専門知識、ノウハウ等を有しているか。
- ・市との連絡・調整が速やかに行える体制が整備されているか。

※評価基準に基づき審査を行い、得点が60点以上の企画提案をした者の中で最も得点の高い提案をした者を受託候補者とし、その次に得点が高かった者を次点交渉者とする。

13 契約

- (1) プロポーザル実施後、受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。
- (2) 契約書作成に要する経費は、受託候補者の負担とする。
- (3) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び99条の規定による。

14 問い合わせ先

宇部市健康福祉部 健康増進課 保健係

〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目1番10号

電話：0836-31-1777 FAX：0836-35-6533 電子メール：hose@city.ube.yamaguchi.jp